

第8章 事後調査の結果により必要となった環境の保全のための措置 及び環境保全措置の変更

8.1 騒音

第7章に示した騒音に係る「事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討の結果」より、評価図書での予測値 56dB を上回った日数は令和2年4月1日～6月30日の間で4日であった。また、予測値を上回る日数は平成28年度から減少傾向にあり、著しい影響の悪化は生じていないと判断されたため春季(6月)を以って本事後調査を終了したことから、新たに必要となる環境保全措置はないと考えられた。

なお、評価図書に記載した環境保全措置は、以下に示すとおりである。

本移設事業は、返還される区域に所在するヘリコプター着陸帯を同訓練場の残余の部分に7ヶ所を移設するものでしたが、事業者の努力により6ヶ所を移設することにより、ヘリコプター着陸帯のヶ所数は少なくなります。

したがって、事業者として実行可能な範囲で、環境影響に配慮していると考えられ、ヘリコプター着陸帯の存在・供用時においては環境保全措置は講じないこととしました。

8.2 赤土等による水の濁り

第7章に示した赤土等の水の濁りに係る「事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討の結果」により、工事前よりも高い値を示したH地区については、流下経路において既存の管理用道路などの自然崩落が確認されており、自然的な現象により上昇したものと考えている。

したがって、本事後調査の結果、新たに必要となる環境保全措置はないものと考えられた。

なお、評価図書に記載した環境保全措置は、下記に示すとおりである。

本工事中は第2章の中で示した「赤土等流出防止対策」に基づいて、降雨時の対策は、発生源対策として法面等へのシート被覆や種子吹付等、流出防止対策としては切回し水路、土砂流出防止柵等の設置を行い、最終処理対策として施工区域から発生する濁水を沈殿池に一時的に貯留し、濁水処理プラント（凝集沈殿方式）により処理した後、SS濃度25mg/L程度で放流し、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮します。

なお、土砂流出防止柵の構造は図7.1.1(1)に示すとおりで、中詰め土砂を施して設置します。

台風等の非常時には工事は中止しますが、環境保全対策としては台風接近前に施工中の造成面をシートで被覆する等の発生源対策を行い、降雨による裸地面からの赤土等の流出を防止します。さらに、各工区の作業終了時には、裸地面の赤土対策については、濁水処理プラントの自動作動による対応を行います。計画降雨量以上の降雨が予想される場合においては、裸地面のシートの被覆等を行います。なお、夜間の降雨時ににおいては、作業員による濁水処理プラントの点検を実施します。

また、ヘリコプター着陸帯の規模を直径75mから直径45mに縮小することによるヘリコプター着陸帯の切土及び盛土面積の縮小、進入路等の線形の改良、進入路の幅員を3.6mから約3mへの縮小を実施することにより、工期が短縮され、土工量についても小さくなることから、造成に伴い発生する濁水の発生量は低減します。また、改変面積の縮小に伴う工期短縮により、濁水処理対策の管理を徹底・強化できるものと考えられます。

なお、当該地区に存在する主要な発生源においては、事業者として実行可能な範囲で工事着工前に種子吹き付け等の対策を講じることとします。発生源対策（場所、規模等）は、事業実施区域からの濁水の影響の程度を勘案するとともに、周辺の発生源箇所の地形・地質状況等を踏まえ、在来種を用いる等自然環境へ配慮して行います。

8.3 植物

第7章に示した植物に係る「事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討の結果」により、G地区より移植を行った34株については移植後3年以上経過した生存率は高い状況が維持されていた。また、G、H、N-1地区の事後調査として、林内の気温・湿度は林内(無障害物帶の端より50m)では乾燥化の影響は殆ど確認されなかった。さらに、早期緑化後の植生状況は植被率の増加やマント群落・ソデ群落が概ね形成されていた。したがって、新たに環境保全措置を実施する必要はないものと考えられた。

ただし、「工事による副次的影響を復元した箇所における植生状況」のG直近作業ヤードについては植生の回復が進まないことから、新たな環境保全措置として令和2年6月、8月、9月に周辺から採取したクロガヤ、チガヤ、ススキを植栽し、早期復元を図った。新たに講じた環境保全措置の詳細については表8.3-1、表8.3-2に示すとおりである。

また、外来種が確認された際には事業者の実行可能な範囲で防除することとしており、G、H、N-1地区等において外来種が確認された際には、専門家の助言を受けて、防除又は経過観察を行った。また、令和2年度春季まで事業実施区域において外来植物相を把握し、今後の対策等の基礎資料とした。

なお、評価図書に記載した環境保全措置は、次頁に示すとおりである。

表 8.3-1 新たに講じた環境保全措置の内容

影響要因		環境保全措置
存在・供用時	工事による副次的影響を復元した箇所における植生状況	G直近作業ヤードにおいて植生の復元が進んでいないことから、周辺に自生するクロガヤ、チガヤ、ススキを植栽し、早期復元を図った。

表 8.3-2 環境保全措置の効果及びその後の環境状況の変化

環境保全措置の効果	措置後の環境の状況変化
植栽を行うことにより、植生の早期復元が促進される。また、これまでの環境保全措置で埋土種子を含む残土を投入しており、植栽で地表面が安定することで、埋土種子が芽吹き易くなることが期待される。	植栽株については現場周辺に自生する株から間引くように採取していることから、周辺植生への影響は小さいと考えられる。また、植栽株の採取にあたって掘り返した箇所については埋め戻しを行うことで、赤土等の流出は生じないものと考えられる。

ア 土地の改変による影響

(ア) 環境保全措置の内容

- a 植生や貴重な植物種への影響を低減するため、ヘリコプター着陸帯の規模を当初案の直径 75m から 45m へ縮小します。また、進入路等の線形の改良を行い、進入路の幅員を当初案の 3.6m から約 3m へ縮小します。さらには、より環境への影響を低減するため、ヘリコプター着陸帯及び進入路等の配置における検討を行いました。
- b 事業実施区域内で確認された貴重な植物種については、健全な生育を確保し、地域個体群の存続を図るための措置として、伐採及び造成工事前に移植を実施します。移植方法の検討及び移植先の具体案を、表 7.2.1(1) 及び図 7.2.1(7)～図 7.2.1(9) に示しました。ラン科植物を含めた移植対象種（計 16 種）については、非改変部・改変部における各種の分布状況や、ヤンバル固有種等の希少性を考慮し、選定しました。事前（移植前）に、各種の詳細な生育地点を確認した上で、移植を実施します。移植先は、乾燥化等の影響範囲（50m）を考慮し、選定します。各種の生育地と類似した環境で、本来の生育地（移植前）から距離が近く、可能な限り、環境攪乱の程度が小さい適切な場所とします。移植方法は、一般的に周知されている移植事例を参考とし、事例のない種については、生育環境、生活史等を考慮し、現時点で可能と考えられる方法を採択します。移植後の個体については、定期・継続的に事後調査を行い、活着及び生育状況を把握した上で、各種における生育環境の改善等、適切な対応を施します。
- c 造成工事に伴う伐採時には、テープ等の張り付けにより、施工区域と残存植生を明確にし、無用な伐採に伴う植生の消失を防止します。
- d 残存植生への損傷を防ぐため、機材運搬経路及び沈殿池等の設置（図 7.2.1(4) 参照）には十分配慮し、進入路においては建設機械に小型の機種（進入路の幅員を超えない程度）を使用します（図 7.2.1(3) 参照）。また、造成工事においては、ヘリコプター着陸帯で法面等の施工区域以外での建設機械の稼働はないことから、工事による副次的な影響はないものと考えられますが、万一、植生の損傷等が発生した場合においては復元を行います。
- e 施工区域を明確にし、残存植生における作業員等の無用な立ち入りを制限します。
- f 施工区域と残存植生の境界には、土砂流出防止柵等を設置し、周辺植生への土砂流出を防止します。
- g ヘリコプター着陸帯、無障害物帯及び進入路の法面において、早期緑化を行います（図 7.2.1(5)、図 7.2.1(6)）。ヘリコプター着陸帯は全面芝張とし、無障害物帯や進入路の法面において、草本類の植栽及びマント群落・ソデ群落の形成を図ります。
無障害物帯等における植栽種には、改変部を含め、現地に生育する植物（幼樹、稚樹、種子、伐り株、埋土種子等）を利用します。また、植栽時には、専門家等の指導・助言を参考とし、マント群落・ソデ群落が形成されるまでの間は、周辺林内への影響をより低減するため、工事期間中に防風ネットを設置します。
- h 伐採した樹木は、環境保全対策整備（人工営巣木、採餌木等）、建設用材（土砂流出防止柵、その他杭出し等）として有効利用を図り、残余分については伐採した枝部等を木材破碎機でチップ化し、法面の流亡や乾燥化対策のマルチング材等として活用するなど、可能な限り、北部訓練場内で処分されるように努めます。

イ 建設機械の稼働に伴い発生する大気汚染物質の影響

(ア) 環境保全措置の内容

- a ヘリコプター着陸帯の規模を直径 75m から 45m に、また、進入路等の線形の改良や、進入路の幅員を 3.6m から約 3m にすることにより、事業規模を縮小し、建設機械の稼動に伴う大気汚染物質の排出量を低減します。
- b 粉じん等の発生源対策として、早期緑化（ヘリコプター着陸帯における全面芝張、無障害物帯における草本類の植栽等）を行います。

8.4 動物

第7章に示した動物に係る「事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討の結果」により、G、H、N-1地区での存在・供用時の事後調査では、周辺林内の乾燥化による貴重な動物種の生息状況、ヘリコプター飛行下での貴重な鳥類、カエル類の生息・繁殖状況に大きな変化はなく、新たに環境保全措置を実施する必要はないものと考えられた。

なお、評価図書に記載したその他の環境保全措置は、次頁に示すとおりである。

(1) 工事中

ア 土地の改変による影響

(ア) 環境保全措置の内容

a 事業実施区域内における貴重な動物のうち、地表徘徊性の種、ならびに食草から離れない昆虫類等移動能力の低い種、計 19 種については、移動等の個体の生存を確保するための保全措置を行います。これらの貴重な動物種は表 7.2.2(1)に示しました。これらの種が生息するのに適した環境および行動様式については表 7.2.2(2)にまとめ、移動を図る場合に移動先として適すると考えられる場所は図 7.2.2(1)～(3)に示しました。

地表徘徊性のうち小型で歩行能力の低い種や食草から離れない昆虫類の計 12 種については、「6 章 6.2.2 動物」における種別の生息環境の一覧（表 6.2.2.2(7) 現地調査結果に基づく動物の生息環境）にもとづき、生息に適すると考えられる植生の場所へ移動を図ります。その際、遺伝的攪乱を避けるため直近の場所を選定します。移動は伐採前および造成工事前に行うものとします。

このうち、リュウキュウヤマガメなど歩行能力が比較的高い大型の計 7 種については、伐採作業等の工事作業を改変区域の中心から開始して、その後徐々に周辺に広げていく手法を採用することで非改変地への自力移動を促します。また、地中の穴で越冬する種については、越冬前に現況の把握を行い、適切な対応を行うものとします。

b 工事中において工事区域への動物の再進入が考えられることから、工事区域の周囲に土砂流出防止柵を兼ねた小動物進入防止柵の設置を行い、影響を低減する保全措置を実施します（小動物進入防止柵の設置イメージは図 7.2.2(4) 参照）。小動物進入防止柵は、伐採樹木を活用します。

また、保全を要する貴重な動物については形態や生態、活動時期を記した貴重種手帳の作成を行い、工事作業員に配布して注意を促します。

c 伐採樹木の利活用については、小動物進入防止柵への利用に加えて、代償措置としてノグチゲラの人工営巣木、また人工採餌木（リュウキュウヤマガメなどの動物シェルターを兼ねる）としての活用を行います。伐採樹木の製材、チップ加工は訓練場内で行い、訓練場外部への廃棄物としての搬出が生じないようにします。

d 工事区域の周辺林内に生息する動物への影響を極力回避する目的から、周辺林内への作業員等の無用な立ち入りを制限します。

イ 造成工事に伴い発生する濁水の影響

a ヘリコプター着陸帯の規模を直径 75m から 45m に規模の縮小を図ることで、造成にかかる工事期間が短縮されます。短期間で工事を終了することで、水系に依存して生息する動物への影響の低減が図れるものと考えられます。

b 「6.1.5 赤土等による水の濁り」によると、土工事中は施工区域毎に法面等へのシート被覆、碎石舗装等の赤土等流出防止対策を行います。また、造成後においては造成面や法面からの濁水防止効果をより高める目的から、早期緑化（芝張、植栽）等の低減措置を行います。

ウ 建設機械の稼働に伴い発生する騒音の影響

(ア) 環境保全措置の内容

a 騒音による影響を回避するため、ノグチゲラ等の多くの鳥類を中心とした貴重な動物の繁殖期間である 3～6 月頃において、土工事を避けるよう、工事工程を調整します。

b 機械稼働時は空ぶかしや高速運転を避け、待機時には細かなエンジン停止を実施します。

エ 工事用車両の走行に伴うロードキル（路上での犠死）の影響

(ア) 環境保全措置の内容

a 訓練場内の工事用車両の通行速度を制限する低減措置を実施します。また、特に保全を要すべき貴重な動物種については、形態等を記した貴重種手帳を工事作業員に配布して注意を促します。

(2) 存在・供用

ア 訓練用車両のロードキル（路上での犠死）の影響

(ア) 環境保全措置の内容

a 訓練用車両の走行する進入路等については、「6.2.2 動物」に示した動物の道路横断を多く生じやすいと考えられる箇所に注意看板を設置します。また、訓練兵に対する環境教育の実施を要請することで、訓練場内を利用する兵員の貴重動物の保護の注意喚起を促します。

8.5 生態系

第7章に示した動物に係る「事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討の結果」によれば、令和2年度の調査において、ノグチゲラの人工営巣木や人工採餌木等の利用が確認されるなどしたことから、環境保全措置施設の効果が確認された。

注目種として選定した20種については、評価図書に記述された内容と比較すると、生息状況や繁殖状況に大きな変化は確認されておらず、存在・供用時に伴う影響は殆どないと考えられ、新たに環境保全措置を実施する必要はないものと考える。

なお、評価図書に記載され環境保全措置は、以下に示すとおりである。

(1) 工事中

工事中においては「7.2.2 動物」の項と同様の環境保全措置を講じるものとします。

(2) 存在・供用

評価結果から、事業の実施による生態系の注目種への影響の回避又は低減は図られていると考えますが、事業実施区域が所在する沖縄本島北部の通称「ヤンバル」地域は、貴重な自然が残され、自然保護の観点から注目されている地域であることから、自然環境の保全に最大限配慮するとの観点で取り組み、さらなる環境保全措置として以下のようないわゆる低減措置を講ずるものとします。

なお、環境保全措置で行う人工営巣木等については、現地調査結果や既存文献及び専門家等の意見を踏まえて基本的に図7.2.3(4)～図7.2.3(6)に示す範囲内としました。具体的な設置箇所及びその個数等については、工事着工前に同図に示す範囲を中心にその周囲についても事前踏査を行い、設置に最適な場所を確認したのち再度、専門家等の意見を参考にして確定することとします。

- ア ノグチゲラの人工営巣木の設置
- イ ノグチゲラの人工採餌木の設置
- ウ コウモリ類のねぐら利用としての巣箱（バットボックス）の設置
- エ マント群落・ソデ群落の植栽
- オ マングース、ノネコ侵入防止フェンスの設置
- カ 貴重動植物の注意看板の設置
- キ 訓練米兵への環境教育

注)「オ マングース、ノネコ侵入防止フェンスの設置」は、カゴわなによる捕獲に変更した。

8.6 景観

第7章に示した囲繞景観に係る「事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討の結果」により、G、H及びN-1地区では工事の実施に伴いイタジイ-リュウキュウチク景観区から裸地路傍草地景観区へと変化しているものの、存在・供用時に入ると景観区の変化はなく、囲繞景観の状況も殆ど変化がないことから、新たに環境保全措置を実施する必要はないものと考える。

なお、評価図書に記載した環境保全措置は、以下に示すとおりである。

ア 眺望景観

事業の計画段階で講じた環境保全措置として、ヘリコプター着陸帯の直径を75mから45mにし、改変面積を縮小しました。

イ 囲繞景観

事業の計画段階で講じた環境保全措置として、ヘリコプター着陸帯への進入路等のうち改修が必要な箇所については、道路幅員を当初の3.6mから現在の林道と同程度の約3m程度としました。

8.7 廃棄物等

令和2年度は全ての工事が終了し、存在・供用時となっていることから、伐採木や残土等の廃棄物等の発生はないことから、これらによる環境影響はないものと考えられた。

なお、評価図書に記載された環境保全措置は、以下に示すとおりである。

ア 伐採樹木

環境への影響を低減するため、事業の計画段階において講じた環境保全措置として、ヘリコプター着陸帯の規模を直径75mから直径45mに、また、進入路の幅員を3.6mから約3mにすることにより事業規模を縮小し、植生の改変（伐採）面積を低減し、伐採樹木の発生量の抑制に努めました。造成等の施工に伴い発生する伐採樹木については、幹部は可能な限り事業実施区域及びその周辺域において環境保全対策整備（動物シェルター、人工営巣木、採餌木等）や建設用材（柵工、杭出し等）として有効利用します。また、枝部については、木材破碎機を用いてチップ化し、北部訓練場内で堆肥又は土壤改良材等として活用します。

以上のことから、伐採樹木については、廃棄物としての北部訓練場外への搬出はありません。

イ 残土

各事業実施区域内で切盛土のバランスを図り、残土の発生を抑制します。なお、事業実施区域N-4.1で発生する残土は、隣接するN-4.2の盛土に流用するため、切盛土のバランスが図られます。

以上のことから、残土については、北部訓練場外への搬出はありません。

第9章 事業に係る環境影響の総合的な評価

9. 1 継続して講じる必要のある環境保全措置の項目及びその理由並びに継続して行う必要のある事後調査の項目及びその理由
本項目については該当なし。

9. 2 環境保全措置は継続して講じる必要はあるが事後調査は継続して行う必要のない場合の、継続して講じる環境保全措置の項目及びその理由並びに継続して行う必要がない事後調査の項目及びその理由
本項目については該当なし。

9. 3 継続して環境保全措置を講じる必要はないが事後調査は継続して行う必要のある場合の、継続して講じる必要のない環境保全措置の項目及びその理由並びに継続して行う必要のある事後調査の項目及びその理由
本項目については該当なし。

9. 4 継続して講じる必要のない環境保全措置の項目及びその理由並びに継続して行う必要のない事後調査の項目及びその理由

終了する環境保全措置は表 9. 4-1 に示すとおりである。その理由については以下に示した。埋土種子が含まれる土の投入については、専門家からの助言を基に実施しており、1回の土の投入で十分に根系の生育が促進されるものと判断したことから終了とする。ススキ、クロガヤ等の植栽については、令和 2 年 6 月、8 月、9 月に実施し、一部は活着しなかったが活着した株からは新芽が確認され、植生の回復が進んでいたことから終了とする。

終了する事後調査は表 9. 4-2 に示すとおりである。その理由については以下に示した。「工事による副次的影響を復元した箇所における植生状況」については、追加の環境保全措置の実施により、G 直近作業ヤードの植生の回復が進むと推測されることから終了とする。

表 9. 4-1 終了する環境保全措置

調査項目		実施回数	地点	手法
植物	埋土種子が含まれる土の投入	・1回(令和2年1月)	G直近作業ヤード	別事業の工事で発生した残土をダンプトラックにて運搬、バックホウで敷き均し
	ススキ、クロガヤ等の植栽	・3回(令和2年6, 8, 9月)	G直近作業ヤード	現場周辺に自生する株を人力で掘り取り、G作業ヤードへ植栽

表 9. 4-2 終了する事後調査

調査項目		調査回数	調査地点	調査手法
植物	工事による副次的な影響を復元した場所における植生状況	・2季(春季、夏季)	・G直近作業ヤード	工事による副次的な影響が生じた場所において、植生の回復状況について、樹種等の現場記録及び写真撮影。

9.5 事後調査の結果及び前述した「9.1」から「9.4」までに掲げる事項を踏まえた、 対象事業の実施に係る環境影響の総合的な評価

当該事業に伴う工事は、平成29年9月を以って全て終了しており、本年度は存在・供用時の事後調査として春季、夏季について実施している。令和2年4月から令和2年9月までの期間における調査の結果をみると、存在・供用に伴う環境への影響については、評価図書や検討図書で想定した範囲にとどまっていると評価した。

これらのことより、本事業に伴う存在・供用時の事後調査は全て終了することとした。

また、沖縄県環境影響評価技術指針(平成13年10月2日 沖縄県告示第678号)に準じ、事後調査の終了判断に当たっては必要に応じ、専門家の助言を受けており、表9.5-1に助言の概要を示した。

表9.5-1 専門家の助言の概要（その1）

事後調査項目	専門家の助言の概要
赤土等による水の濁り	下流河川でのSS濃度、濁度及び流量 理想は降雨時に赤土が実際に流出していないか確認できれば良いが、それが困難なら現況調査の最大値と比較し、その値より下回っていれば影響は軽微との判断でも良いと考える。 N-1地区とG地区では近年は目標値を下回っているため調査を終了しても問題ないと考える。 H地区では価図書でのSS濃度最大値66mg/Lを目標値としているが、自然界でも頻繁に発生する程度であるため目標値としては厳しいと考える。存在・供用時に目標値を時々上回ることがあるが、台風等による倒木などで、小規模の裸地が出来ると発生する程度の値であり、一般的な河川でも見られる事象であることから、調査を終了しても問題ないと考える。
植物	貴重な植物種の移植後の生育状況 移植初期の段階で枯死している株も見られるが、全体として生存率も高く推移しており、調査終了については特に問題ないと考える。
	林内の気温、湿度 各地区ともに林縁部より林内の湿度が高い傾向が見られる。ほか、年々湿度も上がっている傾向から、マント群落・ソデ群落が形成され、乾燥化が抑えられているものと考える。以上のことから事後調査終了については特に問題ないと考える。
	影響範囲50m内における貴重な植物種及び植生の生育・分布状況 貴重な植物種数については評価図書時と比較して若干減少している地区もあるが、工事前、工事中と比較すると増加もしくは横ばいであるため、調査終了には問題ないと考える。
	早期緑化帯の植栽種の生育状況 マント群落・ソデ群落の生育状況は、調査結果のほか、林内の気温、湿度の結果からも順調であると考えられる。 無障害物帯の形成地の植生については、特に問題ないと考える。一部イノシシによる掘り返しがあるそうだが、赤土等の流出は確認されていないので問題ないと考える。以上のことから事後調査終了については特に問題ないと考える。
工事による副次的影響を復元した箇所における植生状況	令和元年に現地でヒアリングを受けたことから気になっていた。調査結果を見る限り事後調査終了については特に問題ないと考える。

表 9.5-1 専門家の助言の概要（その2）

事後調査項目		専門家の助言の概要
動物	周辺林内の乾燥化による貴重な動物種の生息状況	確認されるべき種は確認されており、個体数の変化についても問題ない。妥当な結果が得られているものと考える。
	訓練車両の走行に伴うロードキル	_____がロードキルにあっているが、個体数は少なく、個体群に影響を及ぼすようなものではない。N-4 地区の例をみても訓練車両によるロードキルはそれほど生じていないようであり、調査を終了しても問題ないものと考えられる。
	ヘリコプター飛行時の騒音及び貴重な鳥類、カエル類の繁殖状況	着陸帯周辺でも、多様な種が確認されており森林の状態は良いように見受けられる。繁殖の確認種は_____に限られるが、留鳥の確認は周辺で繁殖しているものとして問題ないため、継続的に確認されていることから繁殖状況に大きな変化はないものと考えてよい。
生態系	ノグチゲラの人工営巣木の利用状況	下方に掘りこまれた巣穴についてはノグチゲラによるものと考えてよい。 人工営巣木にノグチゲラの堀跡が確認されたことは評価できるものと考える。
	ノグチゲラの人工採餌木	平成 28 年の設置から 1~2 年程度で採餌痕が増加しており、採餌木の利用として妥当な結果である。 餌資源を提供するという環境保全措置の目的からすれば、十分に効果がでているものと考える。
	コウモリ類のねぐら利用として巣箱の利用状況	モニタリング調査において、巣箱を除いては_____の確認はないとのことなので、本調査で生息を確認できたことの意義は大きい。 伐採木を利用してねぐらに利用してもらうという保全措置の事例はないものと考えられ、今回の利用事例が、今後ねぐらに乏しい環境において保全対策を検討する資料となり得る。
	注目種の生息・繁殖状況	_____の 3 種について、個体数や確認地点等の結果を拝見する限り、確認状況は妥当な結果であると考える。 経年変化についても特に大きな変化はなく、生息・繁殖状況は安定しているものと考えられる。

注) 助言を受けた専門家の所属、専門分野は以下のとおり。

赤土等による水の濁り：琉球大学名誉教授 （農業土木）

植物：沖縄国際大学 南東文化研究所特別研究員 （植物社会学）

動物：沖縄野鳥研究会 （鳥類）

琉球大学准教授 （爬虫類・両生類）

生態系：沖縄野鳥研究会 （鳥類）

琉球大学教授 （哺乳類）

表 9.5-1 各項目における総合評価(存在・供用時 : G、H、N-1 地区)

調査項目		評価結果
騒音	ヘリコプター騒音	令和2年4月～令和2年6月の時間帯等価騒音レベルは28.9～65.1dBの範囲で推移しており、評価図書の予測結果を上回る日は4日であった。
赤土等による水の濁り	下流河川のSS濃度、濁度及び流量	令和2年度のH地区における春季の平常時のSS 濃度は1 mg/L未満であった。また、工事前調査(評価図書時)のSS 濃度(<1～1mg/L)と比較した結果、同程度であった。 令和2年度のH地区における降雨時のSS 濃度の最大値は34～125mg/L の範囲で推移していた。また、工事前調査のSS 濃度(H: 66mg/L)と比較した結果、工事前を超過する値(95、125mg/L)が観測された。高値の要因としては測定地点の上流側で確認された既存道路の崩落、及びさらに上流側の自然崩落によって流出した土砂が河床に残留し、降雨時に流出したことによるものと結論付けられた。
植物	貴重な植物種の移植後の生育状況	令和2年度のG地区における貴重な植物種の移植後の生育状況は、生存率が88.2%で良好に生育しており、評価図書で示した地域個体群の存続も図られているものと評価された。
	林内の気温・湿度	林縁の一部において多少湿度の低下が見られるが、林内奥部では乾燥化等の大きな影響は確認されておらず、評価図書で示した環境保全措置を講じたことにより、周辺林内の気温、湿度の変化は低減されているものと評価された。
	早期緑化帯における植栽種の生育・形成状況	令和2年度の調査結果は、無障害物帶では植生の回復が確認されたほか、マント群落・ソデ群落についても、概ね形成もしくは形成されつつあることから、環境保全措置の実施により林内への風の吹き込み等の影響は低減されているものと評価された。
	工事による副次的影響を復元した箇所における植生状況	G直近の作業ヤードについては、令和元年度に環境保全措置として、埋土種子を含む土砂を投入したが、植生の復元が想定より進んでいないことから、追加の環境保全措置として植栽を実施した。植栽株が活着し新芽が確認されたほか、埋土種子の発芽も確認されはじめたことから、今後、植生の復元が進んでいくと評価された。

表 9.5-2 各項目における総合評価(存在・供用時 : G、H、N-1 地区)

調査項目		評価結果
動物	周辺林内の乾燥化による貴重な動物種の生息状況	令和2年度の周辺林内の乾燥化による貴重な動物種の生息状況は42~48 種が春季に確認された。また、評価図書作成時の結果と比較して、春季のみの調査であったが同程度もしくは増加が見られており、着陸帯の存在・供用による乾燥化に伴う貴重な動物種への影響は確認されなかったほか、評価図書時の予測を上回る影響はないものと評価された。
	ヘリコプター飛行時の騒音及び貴重な鳥類、カエル類の繁殖状況	令和2年度の調査において、ヘリコプター飛行時の貴重な鳥類、カエル類の繁殖状況は、春季調査において鳥類では5~7 種、カエル類では3~5種の繁殖状況が確認された。この結果について評価図書作成時の結果と比較しても増加しており、ヘリコプター飛行による繁殖状況への影響は確認されておらず、評価図書時の予測を上回る影響はないものと評価された。
生態系	ノグチゲラの人工営巣木の利用状況	令和2年度のノグチゲラの人工営巣木の利用状況は、G地区、H地区に設置した1 箇所の人工営巣木においてノグチゲラと考えられる巣穴が確認された。また、巣穴の形状より、過年度を含めG地区で2か所、H地区で1か所がノグチゲラによる造巣であることが判明した。このようにノグチゲラによる人工営巣木の利用は今後進んでいくことと考えられ、環境保全措置としての一定の効果があったものと評価された。
	ノグチゲラの人工採餌木の利用状況	令和2年度のノグチゲラの人工採餌木の利用状況は、N-1 地区で7~31 箇所(春季)の採餌痕が確認されており、全ての人工採餌木で利用が確認された。今後は腐朽の進行にしたがって、採餌利用箇所も増加すると考えられ、環境保全措置は一定の効果があったものと評価された。
	注目種の生息・繁殖状況	注目種について評価図書と比較し生息状況や繁殖状況に大きな変化は確認されなかった。
景観	囲繞景観	令和2年度の調査結果は、令和元年度と比べてG、N-1地区の着陸帯やG進入路においては景観の変化は見られず、安定していた。また、既存道路については別事業の工事が概ね終了しており、裸地であった箇所が植栽により路傍草地となり、裸地-路傍草地景観区となっていた。

第10章 事後調査を委託された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
当該事後調査は以下に示す者に委託して実施した。

【平成 23 年 3 月 17 日～令和 2 年 9 月 30 日】

株式会社 沖縄環境保全研究所
代表取締役 平良辰二
〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎 7-11
TEL (098) 934-7020
FAX (098) 934-7021

【平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日】

株式会社 ニュージェック 沖縄支店
支店長 寺尾敏男
〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 3-22-33
TEL (098) 860-5715
FAX (098) 860-5716

【平成 19 年 3 月 29 日～平成 22 年 3 月 31 日】

復建調査設計株式会社 福岡支社
支社長 福田直三
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 2-17-19
TEL (092) 471-8324
FAX (092) 415-3751